

●問い合わせ	収集事業課	電話 22-2155
ごみの収集	収集センター	電話 22-2161
ごみの処分	環境部	電話 22-2109
ごみの回収	環境部	電話 22-2155
ごみの処分	環境部	電話 22-2109
ごみの回収	環境部	電話 22-2155
ごみの処分	環境部	電話 22-2109
ごみの回収	環境部	電話 22-2155
ごみの処分	環境部	電話 22-2109



### みんなで考えよう ～カラスのごみ荒らし対策～

問い合わせ 収集事業課 ☎22-2155/☎22-6247

多くのごみステーションでは、カラスのごみ荒らし被害が激増を招かないのが現状です。また、ごみステーションを清潔に保つために、ごみ出しマナーの向上やカラスによる被害を防止するためのより効果的な対策について考えましょう。

#### 事業者のかたへ

事業者ごみとは、営業または事業目的にかかわるが、事業活動に伴って排出される廃棄物のことをいいます。一般家庭の生活から発生するごみと区別されます。したがって住居が同じ建物内にあるお住いや会社、工場等が排出する事業者ごみは、ごみステーションには出さず、事業者ごみ専用ステーションへごみを出してください。

【事業者ごみの排出方法】  
事業者ごみは、事業者自ら環境施設センターに持ち込むか、市の許可業者に依頼してください。

ごみを出される時は、カラスに近づかないようペーパー等を適切に活用するなど工夫をお願いします。

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】

(事業者の責務)  
第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

(罰則等 罰則)  
第二十五条第一項 此の各号のいづれかに該当する者(第一号)は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(罰則) 第十四号 第十六条(第三号)の規定に違反して、廃棄物を捨てた者(第二号)は、六月以上一年以下の懲役若しくは罰金に処し、又はこれを併科する。

#### カラス被害対策検討委員会 市民委員を募集します

- 募集人数 若干名
- 応募資格 2月から9月1日の多日会(計5回)に出席が可能な20歳以上の市民
- 応募方法 『ごみ出しマナーの向上とカラスのごみ荒らし被害対策』に関するご意見(800字以内、書式自由)に住所(氏名はふりがな)、生年月日・性別、電話番号を記入し、9月20日(金)までに下記へ持参(平日午後4時まで)または、郵送してください。
- 選考方法 選考委員会が決定。決定後、通知します。

問い合わせ・提出先 収集事業課 ☎22-2155  
(〒659-8032 城崎町31-1)

#### ご意見等をお寄せください

ごみ出しマナーの向上やごみ荒らし被害を軽減するための効果的なカラス対策等について、ご意見・ご提案をお寄せください。

フィックスまたはメールで、6月30日(月)までに下記へ。

ご意見・ご提案等は  
収集事業課 ☎22-6247/22info@city.ashiya.lg.jp



#### カラスの生態



【カラスの生態】  
カラスは、社会性が高く、繁殖力も強い鳥類です。繁殖期は、4月から6月にかけてで、1羽の雌鳥が1回の産卵で、約5～10個の卵を産みます。卵は、約2週間かけて孵化し、雛鳥が生まれます。雛鳥は、約4週間かけて成長し、親鳥と一緒に生活します。カラスは、非常に賢い鳥類で、人間の生活圏に近づき、ごみなどを食べて生きます。また、カラスは、非常に機敏な鳥類で、人間の生活圏に近づき、ごみなどを食べて生きます。また、カラスは、非常に機敏な鳥類で、人間の生活圏に近づき、ごみなどを食べて生きます。



ネットに張り網のハイブはけられていますが、ごみが落ちてしまっています。

【カラスによる被害】  
カラスによる被害は、ごみステーションでのごみ荒らし、ごみステーション周辺の糞害、ごみステーション周辺の騒音被害などがあります。また、カラスは、非常に機敏な鳥類で、人間の生活圏に近づき、ごみなどを食べて生きます。また、カラスは、非常に機敏な鳥類で、人間の生活圏に近づき、ごみなどを食べて生きます。

#### みんなで考えよう

【ごみ出しマナー】  
ごみ出しマナーを厳格に守ることは、カラスのごみ荒らし被害を防止するための重要な対策です。ごみ出しマナーを厳格に守ることは、カラスのごみ荒らし被害を防止するための重要な対策です。ごみ出しマナーを厳格に守ることは、カラスのごみ荒らし被害を防止するための重要な対策です。

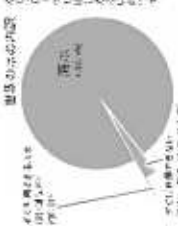
【カラス対策】  
カラス対策には、ごみ出しマナーの向上と併せて、カラスの生態や行動パターンを理解し、適切な対策を講ずることが重要です。カラス対策には、ごみ出しマナーの向上と併せて、カラスの生態や行動パターンを理解し、適切な対策を講ずることが重要です。カラス対策には、ごみ出しマナーの向上と併せて、カラスの生態や行動パターンを理解し、適切な対策を講ずることが重要です。

# 水問題を考えよう

【水問題】 水問題 水問題 水問題

## 水問題とは何か？

水問題とは、水資源の不足や汚染、水質の悪化など、水に関する様々な問題を指します。水は生命維持に不可欠な資源であり、その持続可能な利用が求められています。



水問題は、単に水の不足だけでなく、水質の悪化や水資源の持続可能性の確保も重要な課題です。持続可能な水資源の管理が求められています。



水牛は、水資源の持続可能性を高める重要な役割を果たしています。



水質の悪化は、魚類の生存に深刻な影響を与えます。

水問題は、単に水の不足だけでなく、水質の悪化や水資源の持続可能性の確保も重要な課題です。持続可能な水資源の管理が求められています。

## 水問題の解決策

水問題を解決するためには、水資源の持続可能な利用と水質の改善が必要です。具体的な対策として、雨水の貯留や節水の促進などが挙げられます。

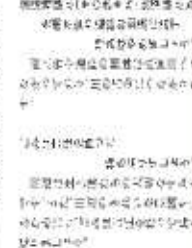


水処理施設は、水質の改善と水資源の持続可能性を確保するために不可欠です。

水問題は、単に水の不足だけでなく、水質の悪化や水資源の持続可能性の確保も重要な課題です。持続可能な水資源の管理が求められています。

## 水問題の現状

水問題は、世界的に深刻化しています。気候変動による干ばつや洪水の増加、人口増加による水需要の急増などが要因です。



水不足は、特に発展途上国で深刻な問題となっています。

# 市民マナー条例について

市民マナー条例とは、市民の生活の質を向上させるためのルールを定める条例のことです。

## 条例の目的

条例の目的は、市民の生活の質を向上させ、地域社会の発展を促進することです。具体的には、ゴミの分別や騒音の規制などが含まれます。

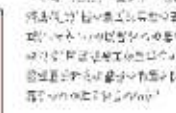
## 条例の範囲

条例の範囲は、市内全域に適用されます。また、特定の地域や施設に対しては、さらに厳格なルールが定められています。

## 条例の違反

条例を違反した場合、罰金や警告などの処罰が課せられます。また、再犯の場合は、より重い罰則が適用されます。

条例の項目	違反した場合の罰則
ゴミの分別	1万円以下の罰金
騒音の規制	5万円以下の罰金
ペットの飼育	1万円以下の罰金
喫煙の規制	5万円以下の罰金
飲酒の規制	1万円以下の罰金



ペットの飼育は、市民マナー条例の重要な項目の一つです。



条例の適用範囲は、市内全域にわたります。

# 条例の目的

条例の目的は、市民の生活の質を向上させ、地域社会の発展を促進することです。具体的には、ゴミの分別や騒音の規制などが含まれます。

## 条例の範囲

条例の範囲は、市内全域に適用されます。また、特定の地域や施設に対しては、さらに厳格なルールが定められています。

# 条例の違反

条例を違反した場合、罰金や警告などの処罰が課せられます。また、再犯の場合は、より重い罰則が適用されます。

## 条例の適用

条例の適用範囲は、市内全域にわたります。また、特定の地域や施設に対しては、さらに厳格なルールが定められています。

# 条例の適用

条例の適用範囲は、市内全域にわたります。また、特定の地域や施設に対しては、さらに厳格なルールが定められています。

## 条例の違反

条例を違反した場合、罰金や警告などの処罰が課せられます。また、再犯の場合は、より重い罰則が適用されます。

## 水問題の現状

水問題は、世界的に深刻化しています。気候変動による干ばつや洪水の増加、人口増加による水需要の急増などが要因です。

## 水問題の解決策

水問題を解決するためには、水資源の持続可能な利用と水質の改善が必要です。具体的な対策として、雨水の貯留や節水の促進などが挙げられます。

## 水問題とは何か？

水問題とは、水資源の不足や汚染、水質の悪化など、水に関する様々な問題を指します。水は生命維持に不可欠な資源であり、その持続可能な利用が求められています。



水牛は、水資源の持続可能性を高める重要な役割を果たしています。



水質の悪化は、魚類の生存に深刻な影響を与えます。

水問題は、単に水の不足だけでなく、水質の悪化や水資源の持続可能性の確保も重要な課題です。持続可能な水資源の管理が求められています。

## 水問題の解決策

水問題を解決するためには、水資源の持続可能な利用と水質の改善が必要です。具体的な対策として、雨水の貯留や節水の促進などが挙げられます。

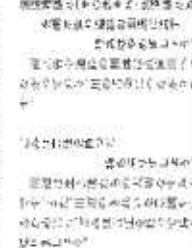


水処理施設は、水質の改善と水資源の持続可能性を確保するために不可欠です。

水問題は、単に水の不足だけでなく、水質の悪化や水資源の持続可能性の確保も重要な課題です。持続可能な水資源の管理が求められています。

## 水問題の現状

水問題は、世界的に深刻化しています。気候変動による干ばつや洪水の増加、人口増加による水需要の急増などが要因です。



水不足は、特に発展途上国で深刻な問題となっています。

# 条例の適用

条例の適用範囲は、市内全域にわたります。また、特定の地域や施設に対しては、さらに厳格なルールが定められています。

## 条例の違反

条例を違反した場合、罰金や警告などの処罰が課せられます。また、再犯の場合は、より重い罰則が適用されます。

## 条例の適用

条例の適用範囲は、市内全域にわたります。また、特定の地域や施設に対しては、さらに厳格なルールが定められています。

## 条例の違反

条例を違反した場合、罰金や警告などの処罰が課せられます。また、再犯の場合は、より重い罰則が適用されます。

## ごみの減量化と再資源化

ごみの減量化と再資源化を推進するため、本市の次の各事業にご協力をお願いします。

また、地域住民団体や事業者のかたに有意義な制法もあまらずご活用をお願いします。

### ◆再生資源集積回収制度

自治会・子育て会などの地域住民団体が再生資源を回収しますと、市から報酬金が交付されます。

地域住民団体が市の環境改善者に申し込み、買い取ってもらうことで、回収業者からも買取料金が収入として入ります。地域住民団体の活動費用として、ご活用いただけます。



### ◆ごみ減量化・再資源化推進宣言の店

「ごみ減量化・再資源化推進宣言の店」の指定店として、指定していることを本市のホームページに店名を掲載させていただきます。お店の宣伝として、有効活用できますので、ご協力をお願いします。

### ◆粗大ごみのリユース



粗大ごみとして収集した家具と自転車を再商品として、有効活用するため、リユースブースで展示販売いたします。家具は送料、自転車は修理費、提供します。

説明は、8月に開催予定です。

### ◆フリーマーケット

ごみの減量化や資源循環に対する関心を高めていただくことを目的として、再資源化推進と連携しフリーマーケットを開催します。

【開催日時】6月8日(日)午前10時～午後3時(雨天中止)  
【開催場所】スズメ屋敷北東アストリアンデッキ

事業者の詳細は、市ホームページをご覧ください。

問い合わせ 環境施設課 ☎32-5391

## 10月1日から 持ち込みごみは予約が必要になります

問い合わせ 環境施設課 ☎32-5391

環境処理センターに持ち込まれるごみについて、ごみの減量化や資源処理の推進のため、10月1日から、予約が必要になります。持ち込めるのは、市内で発生したごみに限ります。ご協力をお願いします。

- 目的：ごみの減量化や資源処理を推進するため、10月1日(水)から環境処理センターに持ち込まれるごみは、事前の予約が必要になります。また、予約制の導入により、事業者ごみが持ち込まれる状況を把握し、市内の店街・事業所から出されるごみの減量促進を推進します。
- 予約の際にお聞きすること：①(市内のごみですか)？ ②(処理済のごみですか)？ ③事業者のごみですか？ ④(ごみの種類は何ですか)？ (発出日付はいつですか)？ ⑤(ご住所はどこですか)？ ⑥(廃材持ち込みですか)？

※予約が厳格になると、廃材が混み合って、つながらにくい場合があります。ご了承ください。

### 「持ち込みごみ」の予約からごみを捨てるまでの流れ

#### 予 約

1週間前か前日までにご予約してください。

9月24日(水)から電話で予約ができます。  
10月1日(水)から予約による持ち込みが始まります。

【予約専用電話】☎32-5375

お受け回すものがないようお願いします。

【日曜日～全曜日】夜日も受付いたします。

■午前9時～正午

■午後3時45分～4時30分

※年末年始は、取り扱いません。

はい！  
持ち込みごみの  
予約センターです。



ごみの持ち込みの  
予約をお願いします。



#### 予約した持ち込みの当日

重さを量ります。廃棄物処理手数料を支払います。



完了

①予約番号は、何番ですか？  
廃材入替のため、運転免許  
証等を見せてください。



ごみの持ち込みに、必要なことをお聞きします。

あなたの  
予約番号は、  
〇〇番  
です。



## 環境処理センター運転状況結果 (平成25年度)

1 焼却灰熱削減量			単位 %
区 分	年平均值	規制値	
熱削減率	3.96	10.00	

2 (1) 騒 音				単位 dB
区 分	焼却炉運転中		敷地境界内における基準値	
	境界内	境界外		
測 定 日	11月29日～21日		—	—
〈昼〉午前6時～8時	46(53)	47(55)	50	
〈昼〉午前8時～午後6時	52(55)	51(50)	50	
〈夕〉午後6時～10時	43(53)	46(57)	50	
〈夜〉午後10時～午前6時	41(43)	44(47)	45	

※( )内は、周囲の道路騒音などの界外を含む状況

2 (2) 振 動				単位 dB
区 分	焼却炉運転中		敷地境界内における基準値	
	境界内	境界外		
測 定 日	11月29日～21日		—	—
〈昼〉午前6時～午後7時	30	53	50	
〈夜〉午後7時～午前6時	27	27	55	

3 (3) 臭 気		
区 分	環境処理センター敷地境界内	
測 定 日	11月29日	
悪臭物質濃度	すべて悪臭防止法基準内	

3 大気環境調査						
区 分	単 位	打出浜小学校		高浜町0番地		規 制 値
測 定 日	—	10月7日・8日 19日・20日	平成25年2月 19日・20日	10月7日・8日 19日・20日	平成25年2月 19日・20日	1日平均 環境基準
浮遊塵状物質	mg/m <sup>3</sup>	0.032	0.012	0.015	0.012	0.150
二酸化硫黄	ppm	0.003	0.001	0.003	0.001	0.010
二酸化窒素	ppm	0.014	0.013	0.010	0.003	0.040～0.060
一酸化窒素	ppm	0.010	0.013	0.002	0.008	—
塩化水素	ppm	0.001	0.001	0.001	0.001	—

4 排出ガスの排出濃度								
区分	単 位	1号炉				2号炉		基準値/規制値
		5月29日	11月13日	7月17日	2月28日	平成24年1月15日	平成25年2月26日	
ばいじん	g/N	<0.001	<0.001	0.001	<0.001	0.001	<0.001	6.00/0.08
硫酸化物	ppm	<1	2	<1	<1	<1	<1	25/150
窒素化合物	ppm	<0	31	35	30	42	43	60/250
塩化水素	ppm	1	6	4	3	5	<1	25/430

5 排ガス中のダイオキシン類					単位 等価成分値 ng-TEQ/m <sup>3</sup>
区 分	1号炉	2号炉	規 制 値		
測 定 日	5月22日	平成25年1月15日	—		
ダイオキシン類	0.006	0.012	1.00		

6 焼却灰・パグ灰中のダイオキシン類					単位 等価成分値 ng-TEQ/g-dry
区 分	焼却灰	パグ灰	規 制 値		
測 定 日	平成25年1月15日	平成25年1月14日	—		
ダイオキシン類	0.0008	0.0008	3		

※パグ灰は、更張処理をされているため、基準(規制値)を適用しない。